

草津栗東行政事務組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例

令和4年10月1日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、公平委員会の委員（以下「委員」という。）の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害またはこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても委員にその職務を行わせることができる。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員の服務の宣誓について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名